

第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1. 日 時

平成15年9月29日(月)14時05分～15時36分

2. 場 所

シャインプラザ平安閣 万葉の間

3. 会議の次第

(1) 開 会

(2) 議 事

議案第16号 市町村建設計画に関する件

議案第17号 地方税の取扱いに関する件

議案第18号 町(字)の区域および名称の取扱いに関する件

議案第19号 慣行の取扱いに関する件

議案第20号 都市計画の取扱いに関する件

(3) その他

4. 出席者氏名

(1) 出席委員(29人)

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、
小野寺一志、竹下 博英、高橋 兵一、山口 博司、池村 好道、
佐藤 裕之、稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、
地主 重子

(2) 事務局

事 務 局 長 高橋 健一

事 務 局 次 長 豊嶋 司

事 務 局 参 事 高橋 善健、石谷 雄一、工藤 昌夫、佐々木秀則、丸山 春男

事 務 局 員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、

藤原 正人

専門部会長 内山 真次、大山 幹弥、平山 武志、木内 鑛生

5. 欠席者氏名

なし

6. 会 議 録

高橋事務局参事 大変お待たせいたしました。

ご案内の時刻となりましたので、ただいまから第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議におきましても、前回同様、この協議会に提出しております議案の調製にあたった各専門部会長を事務局側の説明員として出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

私から、本日出席しております専門部会長を紹介いたします。

総務専門部会長であります秋田市の内山総務部長です。財政専門部会長であります秋田市の大山財政部長です。市民生活専門部会長であります秋田市の平山市民生活部長です。都市整備専門部会長であります秋田市の木内都市整備部長です。

それでは、会議に先立ちまして資料の確認をしたいと思います。

まずは次第がございまして、「第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件」という厚い冊子が配付されております。それから、参考資料といたしまして、1つ目は「市町村建設計画の策定スケジュール」の一枚物、それから、参考資料の2といたしまして「先進地事例調査について」の一枚物、さらには参考資料3といたしまして「秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議開催予定表（変更後）」というものが配付されております。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行は規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、今日はどうも大変お忙しいところ、またお集まりをいただきましてありがとうございます。

今日で第3回ということになります。ひとつ、今日も5つの議案があるようございますので、よろしくお願いを申しあげたいと存じます。

まず、議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規定の第

6条に基づきまして、今日の会議における会議録署名委員を指名をいたします。

会議録署名委員は、秋田市議会議長の佐々木晃二委員、河辺町の小野寺平紀委員、雄和町助役の佐々木勝男委員にお願いをいたします。

それでは、次第の2の議事に入ります。

今日の議案は5件でございます。

まず、議案第16号、市町村建設計画に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 議案第16号であります。

資料は第3回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件議案集でございます。めくっていただきますと目次が出てまいります。次のページ、1ページでございます。

議案第16号、市町村建設計画に関する件。

市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に規定する市町村建設計画を次のとおり定めることについて、協議を求める。

新市の市町村建設計画は、別紙のとおりとする。

なお、本議案の取扱いについて、少し説明を申しあげます。

このたびは、本計画の基本構想部分についてご説明申しあげます。

11月26日開催予定の第5回協議会では、具体的な建設計画、財政計画について説明をいたします。そのあとの第6回協議会において、これらを全体計画として提案し、これを計画素案とし、来年1月以降の住民説明会での要望を取りまとめ、16年5月の第11回協議会で議決をいただき、計画の完成としたい、そのような段取りを考えてございます。

別紙につきましては、事務局の豊嶋次長がご説明申しあげます。

豊嶋事務局次長 それでは、私の方から別紙「緑あふれる新県都プラン（素案）」の資料に基づきまして、詳細の説明をさせていただきます。

この名称につきましては、前回の協議会において、市町村建設計画の名称は、地域の将来像を示すものとして親しみやすい名称にするというご決定をいただきましたので、これを踏まえまして、このように建設計画を「緑あふれる新県都プラン」としたものでございます。

このプランは、1市2町の将来ビジョンを示す、いわば新市、新しい市のマスタープランとなるものでございます。

それでは、次のページをお開き願います。目次でございます。第1章から第8章までの構成になっております。第1章が「合併の必要性と効果」、第2章が「計画の策定方針」、第3章が「秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況」、第4章が「人口フレーム」、そして第5章が「まちづくりの基本方針」でございます。ここまでの第1章が

ら第5章までが、このプランのいわば基本構想にあたる部分でございます。今回は、この基本構想、第5章までの説明をしたいというふうに思います。

ただいま局長からご説明ありましたように、第6章以下、6章・7章・8章につきましては、11月26日の協議会に提案いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のページ、1ページをお開き願います。

第1章 合併の必要性和効果でございます。

まず最初に、1として、合併の必要性についてでございます。ここに(1)、(2)、(3)と3つの必要性を挙げてございます。

まず1点目は、地方分権の進展という視点からの必要性でございます。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、地方分権は着実に進んでございます。そのため、住民に最も身近な私ども市町村が創意工夫することによって様々な独自のサービスを提供できるようになりました。

一方、そういった利点がある反面、責任も重大になるわけでありまして、さらなる行財政基盤の強化、そして政策形成能力の向上といったことが求められております。こうしたことに対応していくため、私ども1市2町においても合併への取り組みが必要になっていると、こういうことでございます。

2点目は、生活圏の広域化と1市2町の一体性という2つの視点からの必要性でございます。

まず、生活圏の広域化についてでございますが、近年のモータリゼーションの進展等によりまして、住民の生活圏が大きく拡大したことから、自らが住む市町村の枠を超えた形での公共施設の利用等がごく当り前になってきております。このため、いわゆるその受益と負担のアンバランスが生じてきております。この解消策として市町合併が有効になってきている、こういうことでございます。

次に、1市2町の強い一体性についてでございます。改めて説明するまでもなく、1市2町はごみ処理であるとか、し尿処理、消防業務など様々な分野で連携し、行政対応をしてございます。また、医師会やJAといった公共的団体も同じ圏域で組織されていること、あるいは通勤・通学、買い物等の実態を見ましても、1市2町は既にほとんど一体化していると言っても過言ではございません。こうしたことから、1市2町にとっては、市町合併によって住民の生活実態に合った自治体をつくることが必要になっている、こういうことでございます。

最後に3点目として、少子高齢化や住民ニーズの高度化等社会変化への対応という視点からの必要性でございます。

次の2ページをお開き願います。

我が国の将来人口は、3年後の平成18年をピークに減少に転じるというふうにされ

ております。また、同時に急速に高齢化が進むというふうにも推計されてございます。1市2町においても同様の現象が予測されておりまして、ちなみに平成22年をピークに人口は減少し始め、そして平成27年には老年人口比率が25.4%、4人に1人が65歳以上の高齢者になるというふうに予測されております。

このように人口減少や少子高齢化が進むことから、今後は右肩上がりの経済成長や税収の増が見込めない状況となってまいります。

一方では、行政に対する住民サービスの高度化が求められていることもありまして、こうした厳しい財政状況のもとにおいても、現在の行政水準を維持していく、そしてさらに向上させていくためには、合併によって行財政運営の一層の効率化を進めるとともに、行政経営能力を強化していくことが必要になってきていると、こういうことでございます。

以上3点が合併の必要性でございます。

次に、2の合併の効果についてであります。ここに3つの効果を挙げてございます。

まず1点目でございますが、地域資源の有効活用と県都・中核市としての役割発揮という効果でございます。

合併によりまして1市2町の地域資源、例えば港湾であるとか、空港であるとか、インターチェンジ、豊かな自然環境、あるいは伝統・文化などといった地域資源を1市2町が一体的に活用することによって新たな発展可能性を見出すことができます。そうすることによって、県都として、また中核市として、全県域を、県全体をリードするという役割を従来にもまして発揮できるようになるということが効果の1点目でございます。

次に、2点目でありますけれども、生活圏域と行政区域の整合と広域的行政の推進という効果でございます。

1市2町の合併によりまして住民の生活圏域と行政区域の整合を図り、行政サービスに関しては、先ほども言いました受益と負担の適正化を図ることができるようになります。さらには、公共施設の有効利用、広域的な行政サービスの提供に加えまして、効率的かつ効果的な公共施設の整備、あるいは土地利用といったものを図っていくことができるようになる、これが効果の2点目でございます。

最後に3点目として、自治能力の向上という効果でございます。

合併によって、それぞれ1市2町の役所内の管理部門の統合、あるいは職員や議員数の削減ができますし、一方では類似施設、似通った施設の統合等を進めることによりまして、その浮いた財源でもって効率的で、なおかつ重点的な公共投資、事業展開が可能となるわけでありまして、このようなことから、1市2町の総体、全体として、行財政運営の効率化、そして強固な財政基盤を確立できるようになります。さらには、

専門職員の育成、あるいはボランティア等の多様な市民活動の支援などによって、より一層の自治能力の向上が期待できるようになるということでございます。これが効果の3点目、以上、効果3点について説明いたしました。

次に、4ページをお開き願います。

第2章 計画の策定方針でございます。

まず初めに、1の策定の趣旨についてでございます。

この計画は、現在の河辺・雄和両町の総合発展計画、これを尊重・検証するとともに、第10次秋田市総合計画をベースといたしまして、合併後の新たなまちづくりの基本方針、そして、この基本方針に基づくとする各種施策を定めるものでございます。そして、この計画の実現を図ることによりまして、1市2町全体の発展、速やかな一体性の確保、さらには住民生活の一層の向上を目指すものでございます。これが策定の趣旨でございます。

次に、2の計画の構成でございます。

先ほど、目次のところでもご説明いたしましたが、ここに記載のとおり第1章から第8章までの構成となっております。

次に、3の計画の期間でございます。

この計画は、現在の秋田市の総合計画および総合都市計画の計画期間と整合させまして、平成17年度から平成27年までの11年間としております。

続きまして5ページをご覧ください。

第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況でございます。

この章は、1市2町のお互いの歴史を学び、お互いをよく知り合い、そして現況をよく検証したうえで将来への展望へつなげていくということで、ここに記載したものでございます。

まず初めに、1の歴史についてでございます。

ここには1市2町の歴史、これまでの歩みを載せております。詳しい説明は省略させていただきますが、次の6ページをちょっとご覧いただきたいと存じます。表の1でございます。1市2町の合併等の状況を記載してございます。この中で右の合併等の状況の欄に、「編入」という文字と「合体」という文字がございます。「編入」というのは編入合併のことございまして、「合体」、ちなみに昭和30年3月31日の河辺町の合併、それからその下の雄和町の合併ですけれども、ここに「合体」と記載しています。これは新設合併のことでございます。

次に、7ページでございます。2の位置・地勢についてでございます。ここには1市2町の位置・地勢についての現況を記載してございます。詳しい説明は省略させていただきますが、次の8ページをちょっとごらんいただきたいと存じます。表の1で

ございます。面積の状況を載せてございますけれども、合併後の1市2町の総面積でありますが、905.67平方キロメートルというふうになりまして、現在の秋田市の面積のおよそ2倍になります。この地域の拡大をいかに活かしていくかということも今後の課題の一つというふうに考えてございます。

それから3の人口・世帯についてでございます。

初めに(1)総人口・総世帯についてであります。ここでベースになっている数値でございますけれども、これは確定している数値ということで、平成12年の国勢調査の数値を使っております。

次の9ページの図2、1市2町の人口と5年前からの人口増加率の推移、これをご覧いただきたいと思えます。棒グラフと折線グラフが入っておりますけれども、棒グラフの方が人口でございます。折線グラフの方が人口の増加率の推移を記してございます。昭和60年から5年刻みで平成12年まで表してございます。平成12年、一番右側のところでありますけれども、秋田市の平成12年の人口は317,625人でございます。人口増加率、一番上の折線グラフでありますけれども、これを見ますと人口の増加率は鈍化傾向、鈍化してきているのがわかります。

それから、続きまして河辺町でありますけれども、平成12年の人口が10,669人でありまして、昭和60年以降5年ごとに見ますと、概ね2%ずつ人口が減少してきているのがわかります。

最後に雄和町でありますけれども、平成12年の人口が8,352人です。昭和60年から平成2年にかけて増加率が5.35%というふうに大きく増加いたしました。これはミネソタ大学の開学による影響でございます。ただ、残念ながらと言いましょ、平成2年以降は4.5%前後で減少してきてございます。

次に、その下の(2)年齢別の人口の推定でございますが、これは次の10ページの表3をご覧いただきたいと思えます。1市2町とも15歳未満、これは年少人口といいますが、および15歳から64歳、これは生産年齢人口であります。この2つとも減少傾向にございます。したがって、必然的に65歳以上、老年人口であります。老年人口は増加傾向を示しております。このことから1市2町とも少子高齢化が進行していることがわかります。

次に、その下の(3)就業区分別の人口についてであります。これは図の3でおわかりのように、秋田市では77.6%というふうに第3次産業が圧倒的に高い割合を示しております。これに対して両町の場合は、第1次産業が10%を超えております。第2次産業も30%を超えるなど、秋田市とは構成が異なっております。

次に11ページ、人口フレーム、第4章でございます。

初めに、1の人口と世帯についてでございますが、表の4、人口および世帯の推計

をご覧くださいますと、一番上の総人口の欄でありますけれども、新しい市の、これは1市2町を加えた数字であります。将来人口の推計では、合併後の平成17年度からずっと横ばい状態が続きまして、平成22年の、ちなみに数値は340,704人、これをピークに以降減少し始めます。平成27年には336,565人というふうになりまして、ちなみに一番左側の平成12年の1市2町の、これは合わせた人口数値ですが、これとほぼ同じになる、こういうことが予測されます。

次に、下から3つ目、表の下から3つ目、老年人口のところをちょっとご覧くださいますと、ちなみにこの上の数値が実際の人口数値でございまして、下が構成比率でございまして。平成12年度が老年人口の比率が18.1%、平成17年が20.4%、平成22年が22.3%、そして平成27年が25.4%となっております。これを言い換えますと、平成12年には6人に1人が高齢者だったのが、平成17年には5人に1人が高齢者、そして平成27年、この平成27年というのは、この計画の最終年次でありますけれども、平成27年には実に4人に1人が高齢者という超高齢社会になるということがわかります。したがって、合併後の新市、新しい市においては、この少子高齢化対策も非常に重要になってくるものというふうには考えられます。

次に、12ページをお開き願います。就業区分でございまして。

下の表でもおわかりのように、就業人口は減少傾向で推移するというふうに見込まれます。また、産業別の構成比率では、第1次および第2次産業がともに低下いたしまして、第3次産業が上昇していくものと見込まれます。

次に、13ページをご覧くださいます。第5章でございまして。まちづくりの基本方針であります。

初めに、1のまちづくりの目標についてでございます。その下に、ゴジックの少し大きい字で「しあわせ実感 緑の健康文化都市」というふうに記載してございますが、これは第10次の秋田市総合計画の基本理念でございまして、これを新しい市のまちづくりの目標として掲げてございます。

この下の本文についての説明、ここはまちづくりの目標とする、これを採用した理由について記載してございます。

要約いたしますと、少子高齢化の進行、あるいは地方分権の進展など、地方自治を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、新しい市においては、行政の守備範囲の明確化であるとか都市経営能力の向上など、こういった時代に即応できるような行政のあり方を確立していく必要がございます。合併によりまして新市においては、陸路、海路、そして空路というこの3つを兼ね備えるという、全国的にもなかなかないわけですが、こういった際立った特徴を新しい市は持つことになるわけでありまして、これらを十分に活かしまして、今まで以上に県都として全県域をリードしていくと。

それとともに、北秋田の拠点としてグローバルな視点でのまちづくりを進めていこうとするものでございます。

こうしたことを踏まえまして、新市においては、商工業はもとより、福祉、医療、教育等あらゆる分野における高次集積都市を目指していきますが、このことがひいてはすべての市民が生きがいをもって幸せに暮らすことができるようになるというふうを考えております。このようなことから、現在の秋田市総合計画の基本理念でありますところの「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を合併後のまちづくりの目標に掲げ、この目標に向け、市民が一丸となってまちづくりを進めていこうとするものでございます。

失礼いたしました。先ほどですね、北東アジア、グローバルな視点でのまちづくりのところ、「北東アジアの拠点都市」でございます。訂正いたします。

続きまして14ページをお願いいたします。まちづくりの方向でございます。

「しあわせ実感 緑の健康文化都市」というまちづくりの目標達成に向けまして、ここに(1)から(5)まで、5つの目指すべき将来都市像を設定してございます。この将来像、将来都市像は、秋田市総合計画とこれまた同じでありますけれども、本文の中には両町の、河辺・雄和両町の特徴的なものを加えつつ、さらには合併に伴って対応の必要なもの等を加えるなどしてございます。

まず最初に(1)であります。環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまちであります。ここの分野はですね、都市計画の上下水道、環境等まちづくりの分野でございます。本文の冒頭に、めぐまれた緑、それから水、田園という部分は、河辺・雄和両町の特徴を盛り込んだものでございます。

(2)は、豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまちでございます。ここは商工業、観光、農林業等の産業振興の分野でございます。本文の中に1行目の中ほどに、地域の特色を活かしつつ、これは1市2町の地域の特徴を活かしつつ、これも新たに付け加えております。それから2行目の後段でありますけれども、創業の促進や固有の環境資源の有効活用、この部分についても合併に伴って付け加えたものでございます。

それから(3)安心して健康に過ごす助け合いのまちでございますけれども、ここは保健、福祉、医療、あるいは消防、防災等の分野でございます。本文の1行目の後段、地域の実情に即した社会福祉云々、それから2行目の中ほど以降の救急・医療体制や消防力、防災の強化についても新たに付け加えたものでございます。

(4)でございますけれども、可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち、ここは教育、生涯学習、文化等の分野でございます。

(5)は、自ら考え主体となって参加する開かれたまちでございます。ここは市民活動、男女共生、地方分権、住民自治等の分野でございます。本文の1行目中ほどの男

女共生社会の充実、2行目後段の地方分権に対応した行政能力・機能の強化についても新たに付け加えたところがございます。

次に15ページでございます。3の地域別振興計画の方針についてでございます。

この表に7つの地域区分がございますが、これは第10次秋田市総合計画の地域振興計画における地域区分、左側5つですけれども、中央地域、東部地域、西部地域、南部地域、北部地域、これに両町の河辺地域、雄和地域の2つを付け加えて、それぞれの地域別の振興方針を定めたものでございます。

各地域について概略をご説明いたします。

まず最初に(1)中央地域でございますけれども、この地域は行政、経済、産業等の機能が集積した秋田市の中核をなす地域でございます。近年、都心部において空洞化が進んでいることから、中心市街地の再構築を進めながら新たな秋田市の顔の創出をはかっていきます。

以下、具体的な事業、あるいは各地区についての詳しい説明は省略させていただきます。

次、(2)東部地域でございますけれども、この地域は近年、秋田駅東地区の都市基盤整備が進んだこともありまして、急速に市街化が進んでいる地域でございます。今後は、秋田駅東口を中心といたしました高次都市基盤の整備を進める一方、生活道路や下水道の整備等によりまして、既存住宅地の居住環境を高めていきます。

なお、合併に伴いまして、その一文を加えて特記してございます。上から9行目のところ、秋田中央道の記載の部分でありますけれども、秋田中央道、このセンテンスの最後の部分に、秋田中央道を整備し、ずっときて都心部と河辺・雄和地域のアクセス向上等をはかりますという部分でございます。ここを特記してございます。

(3)西部地域でございますが、この地域は良好な住宅地と隣接した商業地や工業団地を抱えた地域でございます。今後は、商工業基盤の整備や企業誘致等により、地域の活性化をはかっていくことにしてございます。

(4)南部地域でございます。この地域は、秋田新都市の整備や宅地造成等によりまして、最も人口の伸びが大きい地域でございます。今後は、幹線道路や下水道の整備等により、既存住宅地の居住環境を高めていきます。ここにも合併に伴って特記してございますが、上から7行目でございます。御所野地区の記述のところですが、御所野地区の秋田新都市ではということですとずっときまして、隣接する河辺・雄和地域の都市機能補完に向けた整備を進めますということを記述してございます。

(5)北部地域でございます。この地域は、秋田港とその後背地、史跡や良質な住宅地、豊かな自然環境を有するという多様な特性を持った地域でございます。今後は、地域の拠点であります土崎地区の都市機能高めるとともに、港湾機能を本市全体の

活性化に活かすべく、陸路、空路の交通結節点とのアクセス向上をはかっていきます。

次に、(6) 河辺地域でございます。河辺地域は、太平山の豊かな緑や清らかなせせらぎといった自然の資源、さらには空港や高速道路等の交通の利便性といった地域特性を活かした観光や産業振興をはかっていきます。

また、基幹産業であるところの農業につきましては、都市と農村の交流、農業関連産業の起業化を推進してまいります。さらには、上下水道、道路等の整備、情報通信網の整備によりまして、良好な居住環境を創出するとともに、和田地区に地域の中心としての機能を集積させながら、職住近接による活性化をはかってまいります。

なお、合併に伴ってということで、岩見三内地区のところではありますが、上から9行目でございます。さらに以降ですが、岩見三内地区から都心部へのアクセス向上や隣接する東部地域と連携をはかるという文言を入れてございます。

最後に(7) 雄和地域でございます。雄和地域は、秋田空港等を有効活用していくとともに、国際教養大学や県立中央公園等の地域資源を活用いたしまして、スポーツ・文化振興、あるいは国際交流、国際理解活動を促進してまいります。

また、農業関係では、都市近郊型の農業振興、都市と農村の交流事業、グリーン・ツーリズムの事業を進めてまいります。さらには、ここは河辺地域と同様の記述でありますけれども、上下水道や道路等の整備、情報通信網の整備によりまして、良好な居住環境を創出してまいります。

なお、合併に伴ってという記述のところでは、本文の上から9行目ですが、河辺地区についてはのくだけてありますが、河辺地区については、ずっときまして、雄和地域における拠点として隣接する河辺地域の和田豊島地区および西部地域や南部地域と連携した地域づくりを進めていきますという文言を入れてございます。失礼しました、川添地区でございます。大変失礼いたしました。

最後に20ページをお開き願います。第6章、まちづくり計画についてでありますけれども、先ほども申しましたように、第6章からは未定稿でございます。大まかな枠組みについてだけご説明いたしますと、このように施策の体系ということで、先ほど5つの将来都市像、この網で囲んだところが5つの将来都市像ですが、これをもとに、それぞれ5つから10個ぐらいの項立てで、ここに具体的な施策の方針であるとか主要な事業が盛り込まれることになるものでございます。

以上で私の説明を終わります。

佐竹議長 それでは、今、大分長くなりましたけれども、基本構想部分ということでございます。これに引き続きまして中身の方が、いずれこのあとの第6章以下ですか、まちづくり計画以下になるかと思いますが、ただいまの説明に対して、まずご質問からいただきたいと思っております。

なお、事務局からの説明がありました。本計画については、今後皆様の意見を踏まえて修正を加えるとともに、まちづくり計画や財政計画といった肉付けがなされ、来年5月の第11回の会議におきまして最終確定させる予定でありますので、あらかじめお含みおきいただきたいと思います。

いずれ、今は説明しただけでお持ちいただきまして、それぞれのバランスをとりながら。また、この部分は基本的な考え方でございますので、具体的なものというよりは一つの方向性であろうかと思えます。そういう意味では、最終決定という、今日で至るといってもございませぬが、そういうことでひとつよろしく願いを申しあげたいと思えます。

まず、質問をお受けしたいと思えます。ご質問ございませぬでしょうか。はい。
藤原 貢委員 今の計画の策定方針2章でも説明があったわけですけれども、これからいよいよ具体的になろうかと思えます。

基本的な問題で私、不勉強なのでわかりませぬけれどもですね、通常、建設計画というものは、いふなれば県との関わりが出てくるのは当然だと思わぬわけ。これまでの県の事業との関わりもあるもんですからぬ。それで、特に1市2町が合併しますと、いふなれば、広域的な行政主体となるわけですので、そうなりますと、県の役割分担というようなものとの関わりも大いにまた出てくるかと思わぬわけでございます。それでですね、そういう関わりを踏まえながら建設計画を策定する場合、あくまでもそういった関わりを踏まえて県の同意がなければ計画っていうのはできないものか。それは、あくまでも地域の、いふなれば1市2町の地域住民というようなものが主体的にこれを決めるとは思えますけれども、その点につきまして、会長からひとつお考えをお聞きしたいと思っております。

また、過日新聞にも報道されておりましたが、知事さんと1市2町の首長さんがいろいろなそういった面も踏まえてなにかわかりませぬけれども、そういった話し合いもしたようにも聞いておりますけれども、その点もどういう内容であったのか、もしできたらお知らせ願えればと思っております。

よろしく願います。

佐竹議長 それでは、あとで私が補足する形で、まず、この計画の県との調整の位置づけについて、事務局、願います。

高橋事務局長 結論から申しあげれば、この建設計画はまさにこの協議会において、その道筋が立てられるものであるということで、自立した計画であろうと思えます。

しかしながら、その建設計画の中には具体的に、例えば県道のこと、県の公共事業との関係、あるいは国との公共事業との関係がございませぬので、この策定にあたっては、十分、県・国とも協議してまいると、このような内容になってございませぬ。

これが計画の組立て方でございます。

それからもう一つは、知事との関係でございますが、このたび県内で初めてこの合併に取り組む市町村を1市2町のそれぞれの首長の名前でもって、県に対して今後の建設計画にあたって特にこの点についてご要望を求めるということで、18項目でしたか、17項目でしたか、の要望をしてございます。非常に県からは好意的に、具体的に、例えば県の事務事業を市町村に合併の進捗の度合を勘案しながら市町村に事務権限を委譲していくので、積極的な取り組みをお願いするということで、前向きなご発言がございました。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、私から若干補足をしたいと思います。

この種の市町村計画、広域市町村計画なんかでもそうなんですけれども、県事業との関連のものについても希望的な形で載せると。これについて載せたものが、協議したからそのとおり県が100%やるかやらないかって、そういうものの担保を取るといふ形にはなかなかないと思いますけれども、一応その協議の中である程度県との協議が成立したものについては、これは規模、時期は別にして、やはり県の方でもそういう位置づけがあるという前提になろうかと思えます。中には、いろんな各地域のものを見ますと、もう希望的観測で一方向的に載せるものもないわけではありませんけれども、また、逆にそこまでする必要があるのかということ。

それともう一つは、この間、知事へは私と河辺・雄和の両町長さんとで、特にこれから大きくこの計画に関わってくるであろう1市2町に共通したような事業については、あらかじめ、直接トップに要望しておいた方がいろいろ意思疎通がはかりやすいであろうと、そういう意味で行ってきたわけでございます。

以上です。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 では、次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、本件につきましては先ほどもお話ししましたとおり、引き続きそれぞれまた持ち帰って、いろいろと検討していただくということで、継続審議という取り扱いにいたしたいと存じます。

これについて、議案第16号、市町村建設計画に関する件についての継続審議について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第16号は、継続審議とさせてい

ただきます。

次に、議案第17号、地方税の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 4ページとなります。先ほどの計画の、ちょうど中ほど、議案集の中ほどの4ページ、大変紛らわしくて申しわけございません。4ページでございます。

議案第17号 地方税の取扱いに関する件。

地方税の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。
- 2 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り、不均一課税を実施する。
- 4 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り、課税免除を実施する。

でございます。

以下、ご説明申しあげますが、初めに資料でご説明いたします。

資料は、議案第17号関係資料とある横の資料でございます。地方税の取扱いについて、議案第17号関係資料でございます。

めくっていただきます。様式の1でございますが、これは行政制度等の調整方針の総括表でございます。この地方税の取扱いについては、項目のところに番号がございます。1番から9番、税務証明から9の前納報奨金まで9つの項目があったということでございます。調整項目があったということでございます。

そこでご注目は、その下の注1でございます。該当する項目を実施している市町には印、実施していない場合は×印を表示するということでございます。こう見ますと6番の事業所税については、秋田市が、両町が×でございますから、秋田市では実施している、両町では実施していない。9番の前納報奨金については、秋田市は実施していない、河辺町が実施している、雄和町は実施していない、このような表示でございます。

次に、注2として、区分欄の説明であります。調整方針の区分を表示しているということで、Aが現行どおり、Bが統一、制度統一を図る、Cが廃止となっております。したがって、区分欄の9番目、前納報奨金についてはCでありますので、

廃止すると、このような区分の整理でございます。

注3は経過措置欄でございます。この中で経過措置に 印がある部分につきましては、経過措置を講ずると、このような意味あいでございます。

次のページをご覧ください。様式には、調整方針を個別の項目ごとに取り扱いを表示いたしましたものでございます。例えば1が税務証明でございます。現況は、1市2町はらばらでございます。これを課題ではこのように整理いたしております。1つ目が手数料が異なる、証明書の交付時期が異なる、本人の確認方法が異なる。そこで調整方針の案でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、受付窓口は両町に設置するということでございます。この税務につきましては、次のページからずっと7ページほどございますが、詳細にわたりますので、説明は議案集に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

議案集の5ページ、議案第17号関連参考資料でございます。河辺町・雄和町と制度の異なる税目における調整方針でございます。

1つ目の税率と区分、個人市町民税の均等割の部分が税率等において、秋田市は2,500円である。河辺・雄和両町は2,000円である。しかし、これは標準税率である。この調整方針は17年度から秋田市の制度に統一する。2,500円に統一するであります。右方のずっと下に 印がございます。ここに地方税法上の税率の定められ方が記載されてございます。それぞれの人口別に3段階に決めているということでございます。

次に、法人市町民税であります。均等割、秋田市は制限税率を採用している。河辺・雄和両町は標準税率である。法人税割は、秋田市が制限税率の14.7%、河辺・雄和町は12.3%の標準税率である。そこで調整方針であります。両町においては、平成19年度まで標準税率による不均一課税を実施する。なお、秋田市に事務所等を有し、かつ河辺町又は雄和町に事務所等を有する法人については、合併時に秋田市の制度に統一する。

次に、固定資産税であります。秋田市は超過税率の1.6%、両町は標準税率の1.4%であります。調整方針であります。平成20年度まで不均一課税を実施する。河辺町・雄和町の税率を平成17年度までは現行税率1.4%ととし、平成18年度から20年度は1.5%とする。この考え方は、評価替えの年に合わせて0.1%ずつ税率を調整してまいるということでありまして、結果として21年度からは秋田市の税率となるものでございます。現行税率となるものであります。

入湯税は、1人1日150円、秋田市のみ日帰り75円の規定がある。このことにつきましては、合併時に秋田市の制度に統一するでございます。

事業所税。事業所税は30万人以上の都市に適用される税でございます。税率等は、資産割が平米600円、従業者割が従業者給与総額の0.25%、これは平成19年度まで課

税免除とする、でございます。

2つ目の納期であります、平成17年度から秋田市の制度に統一する。対象税目は、個人市町民税、固定資産税、軽自動車税でございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの税関係の調整方針、議案第17号でございますが、この取扱いの件につきまして、ご質問をお受けいたします。ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問ないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

はい、地主さん。

地主重子委員 地方税の取扱いについて意見を述べたいと思います。

不均一課税であっても、最終的には住民負担が増えることとなると思いますが、これは合併を契機としたある程度の負担増はやむを得ないと思っております。新県都プラン第5章まちづくりの方向について、新市の基本的な方向について、きめ細かにはうたっておりますけれども、負担増に見合うような、できるだけ多くの住民がサービスを享受できるような、例えば福祉関係などに新たな施策は期待できないものでしょうか。私は強く期待したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

高橋事務局長 委員の意見につきましては、今後の専門部会等における議論に反映すべく努めてまいります。

佐竹議長 では、今のご意見については、十分議事録にきっちり。いずれこれから詳しいいろいろなことを作る際に当然のご意見ではなからうかと思えます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第17号、地方税の取扱いに関する件につきまして、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第17号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第18号、町(字)の区域および名称の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 6ページをご覧ください。

議案第18号 町(字)の区域および名称の取扱いに関する件。

町（字）の区域および名称の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行どおりとする。
- 2 河辺町および雄和町の区域内の町（字）の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあっては、河辺の後に現行の町（字）の名称を続け、雄和町にあっては、雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。

この件につきましては、次ページで説明いたします。

7ページをお開きいただきます。

議案第18号関連参考資料の1であります。

町（字）の区域および名称の取扱いについて。

1 町（字）の名称の具体例

これは両町役場を例にさせていただきます。

まず初めに河辺町役場の場合。現行は、河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎38番地2。これが合併後が、秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2。

次に、雄和町役場の場合は、現行が河辺郡雄和町妙法字上大部48番地1。これが合併後が秋田市雄和妙法字上大部48番地1となるものでございます。

2番目が適用法令および処理手順ということでございますが、ここについては説明を省略させていただきます。

次の8ページ、横長の表といいますが、横の表でございます。

これは、町（字）の名称変更に伴う主な手続きについて、現時点での取り扱われ方というものを整理してございます。土地、建物などの登記簿あるいは法人等登記簿、運転免許証等々について、現時点の取り扱われ方を整理してございますが、全体的に見ますと、住民からの手続きは特に必要ないものであります。免許証の更新時に行われるというふうに整理できます。

いずれにしましても、こちら辺につきましては住民へのPRが非常に大事でありますので、本協議会としてもこのPRを十分したいと考えております。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの町（字）の区域および名称の取扱いに関する件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたしま

す。議案第18号、町（字）の区域および名称の取扱いに関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第18号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第19号、慣行の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 10ページをご覧ください。

議案第19号でございます。

慣行の取扱いに関する件。

慣行の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

でございます。

この件につきましては、関係資料で説明いたします。関係資料は議案第19号関係資料、慣行の取扱いでございます。

初めに、様式1の総括表でございます。

慣行の取扱いについては、1の沿革・歴史から12の国旗・市町旗の管理までがございます。項目については先ほどのとおり、区別の欄をご覧ください。すべてがBという表記になってございますから、これは秋田市の制度に統一するという整理がなされた、ということでございます。

次のページをご覧ください。2ページ目は、様式2としての個別事項でございます。少し説明してまいります。

1 沿革・歴史は省略いたします。

2 町の花・木等でございます。秋田市は、けやき、さつき、河辺町はミズナラ、ワサビ、キセキレイ、雄和町は、柿、つつじとなっております。課題にあるとおりそれぞれ異なっております。そこで調整方針であります。市の木および花は秋田市の制度に統一する。ただし、両町の木、花、鳥については、それぞれの地域において継承していくものとする。

次に3番目が、市・町民歌でございます。記載のとおり、課題にありますとおり、1市2町それぞれ異なっております。調整方針であります。市民歌については、秋田市の市民歌を用いるものとする。ただし、両町の町民歌等については、それぞれの地域において継承していくものとするでございます。

宣言につきましては、省略いたします。

5番目、表彰であります。課題の欄をご覧ください。市・両町の制度、これは基準、範囲、待遇等に相違があるという課題がございました。そこで調整方針であります。秋田市の制度に統一し、両町の功労者は秋田市の功労者として待遇するでございます。

次、6番目が最高功労者、名誉市町民表彰等でございます。これにつきましても課題の欄をご覧ください。制度を統一することが望ましい。また、両町における受賞者の栄誉は、旧町の歴史に永久に刻まれることになるが、合併後においても、そうした記録や歴史が敬意をもって遇されるよう配慮する必要がある。このように課題を整理いたしました。結果、調整方針であります。制度については、秋田市の制度に統一する。ただし、現在の名誉町民は、それぞれ旧町名誉町民として秋田市に引き継ぎ顕彰するでございます。

7番目の叙位・叙勲の上申については、省略いたします。

8番目の市章関係でございます。この件につきましては調整方針をご覧ください。秋田市の市章に統一するでございます。

9番目が儀式に関する事。これについても調整方針にありますように、秋田市の制度に統一する。市の記念日は7月12日である、こういうことでございます。

次の4ページ目をご覧ください。

10番目が市町史の編さん・販売の項でございます。課題にありますとおり、上から3番目の・(ポツ)でございます。合併に伴って消滅することになる河辺郡について、その歴史の取りまとめと記録を検討する必要があるという課題がございました。調整方針の3ポツ目でございます。市町合併後に、河辺郡史の編さんを検討するとしてございます。

11番目につきましては、省略いたしますが、調整方針にあるとおり、秋田市でこの資料の保存、保管等を行うということでございます。

12番目が国旗・市町旗の管理でございます。秋田市の旗の管理に統一するでございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 ただいまの説明に対して、まず、ご質問をお受けしたいと思いますが、ちょっとこれ、大変多岐にわたって、それぞれいろいろな分野にわたっておりますので、これの総括をした専門部会の総務部長、何か補足説明ありませんか。

内山総務部会長 補足といいますか、これを進めるにあたりまして、6番にありますけれども、最高功労者・名誉市町民表彰、この取扱いをどうしていくかということでいろいろ議論になりました。

うちの方、秋田市では功労者という表彰と、それから最高功労者と2つあります。

名誉町民の方を、そのどちらかにあてはめていかなければいけないだろうと。功労者ではあまりにも失礼だということで、一応うちの方の最高功労者と、そういう待遇にやはりなるだろうということで。ただし、このいわゆる名誉町民、最高功労者というのは、それぞれの町や市において実績といいますか功労があったもので、いずれ、それが合併したから秋田市の最高功労者になるのもまた少しおかしいなということで、この辺の取扱いが正直いろいろありまして、先ほど事務局からありましたように、最終的には秋田市に引き継いで顕彰するという形にしております。

それから、これは議案の但し書にもございますが、それぞれの地域において木、花、鳥は継承していくという、少しわかりにくい表現にしておりますが、いずれにしても、例えば現在、町で観光案内板の中に、例えばワサビを描いたり、あるいは学校、教育の場で町のシンボルとして柿が取り上げていたりという場面が想定されるわけですが、いずれこれらについては、すぐ秋田市の木や花に変えるということではなく、そのまま地域のシンボルとして看板にのせたり、あるいは教育の場で取り上げてもらうということを妨げない。いわゆる、いろんなことをやるには妨げないですよということをうたった趣旨でございますので、ひとつご理解願いたいと思います。

以上です。

佐竹議長 それでは、議案第19号について、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問がないようでございますが、次に、ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 満委員 慣行の取扱いについてでありますけれども、私から一つご意見を申しあげたいと思いますが、これまでの予定でいきますと、平成17年1月11日ということで進められるわけですが、3市町が合併した際の期日についても何らかの形で後世に残せるような機会があっても良いのではないかとこのうに考えておりますけれども、その点について、今後ご検討いただければ幸いと思いますが、いかがでしょうか。

佐竹議長 事務局。

高橋事務局長 幹事会の中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第19号、慣行の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第19号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第20号、都市計画の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 12ページでございます。

議案第20号 都市計画の取扱いに関する件。

都市計画の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、都市計画区域区分、これはいわゆる線引きでございます。については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。

この件につきましても関係資料で説明いたします。議案第20号関係資料、都市計画の取扱いについてをご覧ください。

めくっていただきまして、様式1は総括表であります。この都市計画の取扱いは、1の都市計画策定事務から4の都市計画審議会まで4つの項目ございました。この中で3番目、都市計画区域区分（線引き）の決定につきましては、Aの区分となっております。これは現行どおりとするということでございます。経過措置は1の都市計画策定事務でございます。

裏のページといたしますか、次のページをご覧ください。様式2が調整方針の個別事項でございます。

1つ目の都市計画策定事務については、都市計画マスタープラン、秋田市の場合は第5次秋田市総合計画とありますが、秋田市は策定している。両町は策定していない。これについては、合併後の新市において、新市域を対象とする都市計画マスタープランを策定するでございます。

2番目が、都市計画事業の決定変更事務につきましては、合併時に秋田市の制度に統一するでございます。

3番目が、都市計画区域区分（線引き）の決定でございます。秋田市は記載のとおり、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域区分を設けている。両町は設けておりません。そこで調整方針ではありますが、合併時は、現行のとおりとし、合併後の新市において検討するでございます。

4番目が都市計画審議会。これは調整方針にありますように、合併時に秋田市の制度に統一するでございます。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第20号、都市計画の取扱いに関する件について、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご質問がないようでございます。

次に、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、特にご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第20号、都市計画の取扱いに関する件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第20号は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日予定の議案の協議は終了いたしました。

最後に、委員の皆様、あるいは事務局からその他で何かあればお伺いしますが、私からちょっとだけ協議会の議案が終わりましたので、議案以外の形でお話をさせていただきたいと思っております。

いずれこの協議会のやり取りは、様々な形の傍聴者の方、あるいは報道機関の方がいらっしゃいますけれども、オープンな形ということが原則でございます。

ただ、先般もちょっとお話ありましたが、それぞれの1市2町での内部協議、あるいは様々な打ち合わせ等の段階で、当然、現在の状況、特に私共、どちらかといいますと、どちらかといいますとというよりも、原則的に情報公開の中でということで、様々な報道がなされる場合もございます。特に個人の、個別個人の問題以外の問題については、やはり情報公開の中で進めるということが市民に理解を得られるためにも重要でございますが、その協議、最終決定の前に報道等がなされる場合がございます。その点につきましては、十分我々もその報道等に誤解の与えるような形でのあれは避けなければならないわけですが、事実上、やはりその報道というものは情報公開の中で進めるべきものと思っておりますので、何卒ひとつその点についてもお含みおきのうえ、ご理解をいただきたいものと存じます。

それでは、委員の皆様、あるいは事務局から、その他で何かございますでしょうか。

藤原 貢委員 今、会長さんからお話があって、それに尽きるんですけども。私方も今、報道の問題が出ましたけれども、非常に、やはりああいうひとつの報道機関に対する我々のこれからの法定協議会のみならず、合併に対する問題についても非常に大きいわけでございます。私も見出しを見て、これは大変だと思ったのですが、今日はそういう議事もないですから。

これは、これからは我々委員のみならず関係する方々につきましては、積極的なことはいいことですが、やはり慎重にですね、冷静に対応していただかな

いと、非常に今後の法定協というものがどういうものであるかということも取り沙汰されるようになってきますと大変でございますので、その点はひとつ今後とも我々を含めまして、おおいに発言には、やはり注意してもらいたいものと、このように思っておるわけでございます。

それですね、ここに学識の代表としている池村先生、それから県庁の山口先生もおられますので、その点を学識の方からもひとつ何かございましたら出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

池村好道委員 今、お話がございました件は、議員の身分というふうなところに特化したお話であるかどうかはわかりませんが、それを中心とした議論は、やはり慎重、いくら慎重であって慎重であり過ぎるということはないというふうにこころうべしというふうに考えております。

と申しますのは、一方では、どう言ったらいいんでしょうか、民意を反映させる手法、確かに様々なものがあるけれども、しかし、根幹的なものが議員という制度であるということとは否定できない。しかしながら他方で、今回の合併のメリットはというふうに問われますと、行財政の効率化というのが挙げられる。先ほどもご説明ございました。あるわけでありまして、その間をどういうふうに考えるべきかと。ここに内容的な非常に何て言いますか困難と申しますか、慎重に進まなければならない側面があるかと思えます。片や手続き面でも私は慎重であるべきだというふうに考えておりますのは、合併特例法上は、私が申し上げるまでもなく、この種の事項については合併関係市町村の議会の議決によるであったか、議決を経るというふうに文言上はなっていたかちょっとはつきりしませんが、いずれにしてもそのような扱いになっているわけでありまして。

ただ、しかしながら、であるがゆえにまったくその議会のご意向だけでよろしいのかということになりますと、ともするとお手盛りであるという。その決着の仕方にもよりますけれども、お手盛りであるという批判を免れないというふうな事態に陥らない可能性はないわけでありまして、ちょっと微妙な申し方をいたしましたけれども、そういう意味では、こういう場での議論というものもやはり重要な位置を占めるわけでありまして、そういう手続き面から申しましてかなり慎重であるべきところだろうというふうに考えております。

ですから、総じて申しあげますけれども、内容的についても手続き面につきましても、かなり慎重に運ばなければならないと。

しかしながら、基本的に、あまりそれではひとく隠せばいいのかということには私はないというふうに思うのでございまして、誤解の受けのないような情報提供の仕方というものを積極的に考えていくべきだというふうに思いますので、そこら辺の工夫

がひとつ迫られているのかなという印象があります。

雑駁ですけれども、所感だけ申しあげます。

佐竹議長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

山口博司委員 今、池村先生のお話しましたと同じでございますので、あえてなんです。この間、私も新聞見まして、おそらくここに報道関係の方もおられると思いますが、どういう情報からかそうなったかわかりませんが、決してここにおられる委員の方がですね、やられたんではないと。藤原委員ね、そう考えていただきたいと思えます。

今後、この案件については、議題の場で皆さんご審議いただいてですね、皆さんの委員の方たちが、お互いに猜疑心を出るようなことなく進んでいかないと、すべての問題が暗礁に上がったり何なりしますので、ひとつ言動には十分に、私も含めて気をつけてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

佐竹議長 どうぞ。

佐藤勇一委員 ただいまの議員定数等については、このあとの十分審議事項にあると思えますので、あえて私はそれに触れませんが、今、この合併協議会、今回で3回目を迎えておりますけれども、地域に帰ってみますと、やはり合併というものに対して非常に大きな関心を寄せております。

それは、合併してどう変わっていくのかと、どういうふうな新しい秋田市をつくりあげていくのかということ、地域の集会などに行きますと、そういう話が非常に出されます。期待感もあるけれども、そうしたいろいろな先行き、行政に対してのある意味での不安感、どうなっていくのかというそうした懸念の声も十分ございますので、やはり私たち地域、秋田市含め、2町それぞれが、合併してやはり良かったなという一つのそういう目標に向かってお互いに協議していくことが大切だと思えます。

また、今一番私が感じておるのは、やはり今の日本経済といえますが、社会全般が不況で、なかなか失業率も高く、企業もなかなか進出してこないということで、非常に若い人の就職がないというようなものが現実としてなっているわけです。

この合併につきまして、お互いに企業誘致、すなわち雇用対策というものが非常にまちづくりとして、このあと大きなやっぱり重点項目だと思います。河辺町でも七曲工業団地とかもありまして、いろいろ頑張っておるわけですが、なかなか社会情勢がこのようなことでございますので、新しいこのまちづくりの方向性として、この雇用対策にも十分最重点課題として、ひとつ河辺町にもそうした便利な空港にも近いその七曲工業団地もありますので、そうしたことの企業誘致も含めて、新しいまちづくり構想をこれから考えていただきたい。

これは要望事項でございますけれども、そういうことを感じましたのでお話ししてお

きます。

以上です。

佐竹議長 ご意見として承りたいと。いずれ産業振興というのも、これは最大の大きな問題、私共の秋田市の市民アンケートを取りましても、一つは産業振興と雇用と、もう一つは行財政改革と、この2つが特化して大きい問題でございますので、その件については今、委員のおっしゃるとおりであると思われま。

はい、どうぞ。

工藤四郎委員 今、藤原委員からもお話ありましたけれども、私共河辺・雄和2町は、昨年の12月、秋田市に合併してくださいと、編入合併を申し入れました。これは一つの合併についての私方の考え方、議会、そして町当局と一致した考え方でありましたし、そして、任意協議会のときに、市長さんは編入だけでも話し合いは対等だというような話をされております。私共はその話を聞いて、やはり市当局ではそれだけいろいろなことを配慮してやってくれるなというような考え方できております。

今、法定協が今日で3回目であります。その場合に、私共2町の町民は、編入でありますから、どのような法定協議会の中で建設計画なり話し合われるのかということは、非常に気にしておりますし、心配もしております。今後やはりいろいろな部分に対して、秋田市の皆さんは317,000人の市民人口を持っており、私共両町合わせて20,000弱でありますけれども、その人たちの、河辺・雄和のおかれている住民の考え方、あるいは心配も、やはりこの協議会で真剣に取り扱ってもらわなければ、私方も、大変何と言いますか困るわけでありますから、重ねてその部分をご配慮いただければ。今の議員定数だけじゃなくて、今後話し合われる重要な問題にあっても、慎重な方法でやってもらわなければ困ることだけ一言お話をさせていただきます。

以上です。

佐竹議長 佐藤委員。

佐藤裕之委員 今回の合併で、秋田市はほぼ面積的には倍近くなるということを考えまして、私自身は民間の委員ということで、いろいろと今までの議論を拝聴してきて、私なりに考えてきたわけですがけれども、実は、是非幹事会、それから専門部会の皆さんに、建設計画の中で特に慎重にといいますか、前向きにご検討いただきたいという点が1点だけございます。

それは、先ほどいただいたまちづくり計画の1の1の10、高度情報化への対応というふうな題目になっておりますけれども、この点であります。実は前回の電算システムの議論のときに発言しようかなと思ったんですけれども、ちょっと趣旨が違うのかと思ひまして、今日にまわしました。

前回の議論では、既存の電算システムをどのように統合するかという一点だったと

と思いますが、こうしてエリアが広がって、大きな市に、いわば小さな町が2つ合わさっていくといったときに、やはり支所の統廃合の問題、施設の問題等の統廃合の問題等考えますと、じゃあ行政サービス等をどうするのか。それから、行政と住民の間の密接な緻密な関係というものをどういうふうに担保するかというのは非常に重要な問題だと思います。

今こういう時代ですから、やはりそれを救っていく可能性が非常に高いのは、やはりITとかネットワーク。しかし、それとてじゃあキーボードに向かうんですかというのと、なかなか年齢的な問題も含めてできないということで、そういった意味ですすね、この行政のサービスというものを担保すべきそのITというものを、もっと今までの既存のITの考え方ではなく、高所大所に立って、なおかつ、では住民にやさしいITを使った行政サービスとは何かということ、是非早めにですすね、真剣にお考えいただいて、この議論の場に乘せていただければ幸いですというふうに思っております。

個人的には、このITの世界というのは、おそらく行政というものの手段ではなくて、その本質を変える可能性があるのではないかと個人的に思っておりますので、その辺を是非お願いをいたしたく、あえて発言させていただきました。

以上でございます。

佐竹議長 今の佐藤委員のお話、まったくそのとおりでございます。

今現在の段階は、役所のシステムを通常事務のシステムと、既に私共の方、秋田市では自動交付を今年からやっておりますけれども、いずれ今、詳細に調べておりますけれども、現実の問題として自動交付が普及しますと、ほとんど、例えば市役所に来る人は今の何分の一にもすぎなくなる。大半の方は、ただ住民票を取るだけで遠くから車で来るといふ、これが来なくてもよくなるというだけでも大分違って来る状況になるわけです。

そういうことも含めまして、この件は、むしろ、前広の夢のある話で、これは、地域格差の是正というのは非常に大きな問題であり、単なる役所の証明だけではなく、例えばCATVだとか、そういうテレビのだとか、そういうものも含まれてのトータルとしての情報という、これをどう位置づけるかという大きな問題であろうと思しますので、十分事務局の方でも頭に入れてやってください。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは事務局。

豊嶋事務局次長 それでは事務局から2点だけお願いがございます。

まず最初は、参考資料2、後ろの方に添付してございますが、先進地事例調査、資

料の2でございますけれども、委員の皆様にも、是非合併の関係の先進地を視察調査していただきたいということで、ここに記載してございます。

調査先でありますけれども、一つは岐阜の協議会、2つ目は富山の協議会ということで、両方とも今年の4月1日に法定協が設置され、私共の協議会より少し早いということで、協議会も既に5回開催されてございます。合併の方式も、岐阜の方が編入合併で富山の方が新設合併であり、編入と新設の両方がわかるのではないかとということで、調査先をこの2つにしてございます。

3の日程でございますけれども、今年の10月21日から23日までの2泊3日の予定でございます。

調査の予定者でございますけれども、総勢9名を予定してございまして、の議員、1市2町からそれぞれお一人ずつ、学識経験者お一人ずつ、助役・収入役をお一人ずつということでございまして、1市2町それぞれ調整していただきまして、10月6日、月曜日まで事務局にご連絡をいただきたいというふうに思います。下の方の事務局3人が随行で同行いたします。これが1つ目でございます。

それからもう一つ、次のページ、参考資料3にありますように、協議会の開催スケジュールを少し変更してございます。この網掛けの部分の日程が変更になったところでございますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、次の第4回合併協議会は、11月5日でございます。時間帯が10時から12時まで、正午までということで、会場は、同じここ平安閣でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

佐竹議長 それでは、この先進地事例については、各市町で調整をしていただきたいと思っております。

大変、今日は第3回目ということで、いずれ次第に様々な形の議論、あるいは課題が浮き彫りになってくると思っておりますけれども、ひとつこのあともよろしくお願いを申しあげたいと存じます。

そういうことで、次回は11月5日ということでございます。

本日の協議会を、これで終了させていただきます。

ありがとうございました。

高橋事務局参事 以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

委員の皆様、本日はお忙しいところご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

以上

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員